

令和5年度個人情報保護制度の運用状況（概要）

区分 実施機関	告示			開示 請求	訂正 請求	利用 停止 等 請求	請求 取下 げ	請求に対する決定内容				審査請求	
	新規	廃止	変更					全部 開示	部分 開示	不 開示	不 存在	件数	裁決
市長	12	48	31	78	0	0	3	51	16	1	10	1	2
議会													
教育委員会			3	8				3	5			1	1
監査委員													
選挙管理委員会				1				1					
公平委員会													
農業委員会													
固定資産評価 審査委員会													
水道事業管理者				1					1				
消防長				1					1				
計	12	48	34	89	0	0	3	55	23	1	10	2	3
合計	94			89	0	0	3	89				2	3

令和5年度保有個人情報の目的外利用・提供状況について

1 目的外利用・提供の件数

個人情報保護法の該当条項	件数		備考
	利用	提供	
法第69条第1項 (法令根拠)	7	1,035	刑事訴訟法第197条第2項 生活保護法第29条 道路交通法第51条の5第2項など
法第69条第2項第1号 (本人同意又は本人に提供)	9	83	利用については、新たに開始したものに限る
法第69条第2項第2号 (実施機関内部での利用)	1		当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合に利用可
法第69条第2項第3号 (他の行政機関等への提供)		3	保有個人情報の提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由がある場合に提供可
法第69条第2項第4号 (上記以外)		0	専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合、その他提供することについて特別の理由がある場合に提供可

2 目的外利用・提供の内容

➤ 法第69条第2項第2号（実施機関内部での利用）

利用先の事務の名称	保有個人情報を利用する理由	利用元の仕事の名称
市制施行周年記念表彰事務 (秘書課)	市の発展に貢献のあった方を表彰するに当たり、氏名、生年月日等の確認を行うことにより、市制施行周年記念表彰事務を適切に遂行するため。	住民基本台帳事務 (市民課)

➤ 法第69条第2項第3号（他の行政機関等への提供）

提供元の仕事の名称	保有個人情報を提供する理由	件数
軽自動車税の課税事務 (市民税課)	撤去・保管した放置自転車等の所有者に引き取りを通知するために利用されるものであり、提供することが本人の利益になるため。	3件